

平成 21 年 7 月 8 日

各 位

株式会社クリード  
管財人 宗吉敏彦

## 更生計画案の提出に関するお知らせ

当職は、本日、東京地方裁判所に対し、更生計画案を提出いたしましたのでお知らせいたします。

弊社は、平成 21 年 2 月 12 日以降、不動産投資事業についてスポンサー選定手続を進め、複数のスポンサー候補から弊社保有の不動産、信託受益権等を一括して傘下におさめる内容のご提案をいただきましたが、更生担保権者様から「処分連動型弁済」により個別売却・早期返済を求める声が数多く寄せられるにいたりしました。

提出した更生計画案は、以上の経緯を受けて策定された、スポンサー型によらない計画案（概要は下記のとおり）であり、弊社が保有する不動産、信託受益権等の資産を更生計画に定める一定期間内に売却し、更生担保権についていわゆる処分連動型弁済を行うことを中核とするものであります。

更生計画案については、今後調査委員による調査及び東京地方裁判所による付議決定を経た後、債権者の皆様へ送付されることとなりますので、詳細については送付された更生計画案をご参照いただきたくお願いいたします。また、今後のスケジュールにつきましては、付議決定において定められることとなりますので、決定次第、債権者の皆様にお知らせする予定です。

なお、財産評定手続の結果、弊社はその財産をもって債務を完済することができない状態であり、誠に遺憾ながら、株主様につきましては、下記 3. のとおり弊社の全株式がいわゆる 100%減資となる予定であり、また、今後の手続等についてのご案内は行われませんので、あわせてお知らせいたします。

今後につきましては、円滑に更生手続を進め、早期に認可決定を得ることにより、弊社資産の価値の維持・保全を図るとともに、債権者の皆様に対し適切な弁済を早期に行うよう、努めてまいります。今後とも弊社の更生手続にいつそうのご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

## 記

### 1. 更生担保権についての処分連動型弁済

弊社が保有し担保に供されている全ての不動産、信託受益権等の資産（リース資産を除く。）を、所定の売却ルールに則り、裁判所の許可を得て処分し、所定の控除項目を控除した後の売得金をもって、更生担保権者に対して遅滞なく弁済いたします。

## 2. 一般更生債権についての弁済原資確保の状況にあわせた分割返済

一般更生債権については、更生手続開始決定日の手元資金等から所定の控除項目を適切に控除したものを弁済原資として、適切に権利変更を行ったうえで、更生計画認可決定確定後3か月以内の日に第1回弁済(100万円以下の債権全額及び100万円超の部分の5%相当額)を行い、上記1.の全担保対象資産の処分完了後遅滞なく、所定の弁済原資を確定のうえ、第2回弁済を行う予定です。第1回弁済と第2回弁済の合計で約6.5%程度の弁済を見込んでおり、また、100万円以下の債権の部分は全額弁済の対象とすることを予定しております。

なお、敷金については、上記1.の売却時において賃貸借契約が終了していないものについては、上記1.の売却により買主に承継されることを前提としております。

## 3. その他

更生計画認可決定後、更生計画に基づき、当社の全株式の無償取得・消却及び資本金全額の減少が行われる予定です。

また、弊社は、上記1.及び2.の不動産等の処分及び弁済を円滑に行うために必要な体制を維持するとともに、その目的に反しない範囲で不動産投資事業等を行ってまいります。

以上